

職雇障発0616第2号

平成27年6月16日

各

{	都道府県主管部（局）長
	指定都市主管部（局）長
	中核市主管部（局）長

 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課長

（公 印 省 略）

改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関する Q&A 及び合理的配慮指針事例集の策定について

平成 19 年に署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けて、国内法制の整備を進めるため、平成 25 年 6 月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）が成立し、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び事業主の合理的配慮の提供義務が平成 28 年 4 月に施行することとされたところです。

先般、改正法に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 116 号。障害者差別禁止指針）及び「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 117 号。合理的配慮指針）を策定し、平成 27 年 3 月 25 日付け職発 0325 第 2 号により、貴職宛て通知したところです。

今般、両指針の解釈等について、平成 27 年 6 月 16 日付け職発 0616 第 2 号「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」により貴職宛て通知したところであるが、これにあわせ、両指針に係る Q&A（別添 1 参照）、合理的配慮指針事例集（別添 2 参照）について、別添 1 及び別添 2 のとおり定めましたので、これらの内容について御了知の上、障害者雇用主管部局及び障害者保健福祉主管部局が連携し、貴管内市区町村及び関係就労機関への周知方について特段のご配慮をお願いいたします。